

# 大船渡駅周辺地区における 出店等希望事業者向け説明会



平成27年12月11日  
大船渡市 災害復興局 市街地整備課



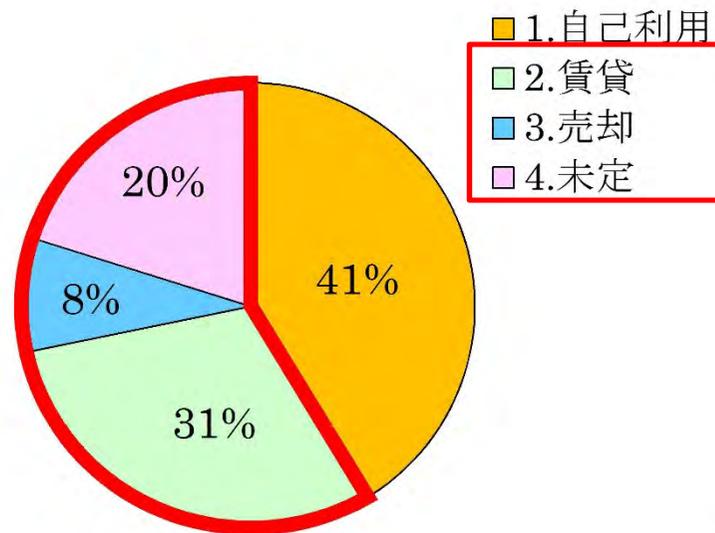
※このページは空白です

## 説明の内容

1. 土地の利活用意向について
2. 面談会の目的などについて
3. 面談会の対象となる区域について
4. 土地利用方針について
5. 用途地域・地区計画について
6. 災害危険区域について
7. 津波復興拠点施設配置案について
8. 造成スケジュールについて
9. 建築工事着手状況について
10. 今後のスケジュールについて
11. 面談会参加申込書について

# 1. 土地の利活用意向について

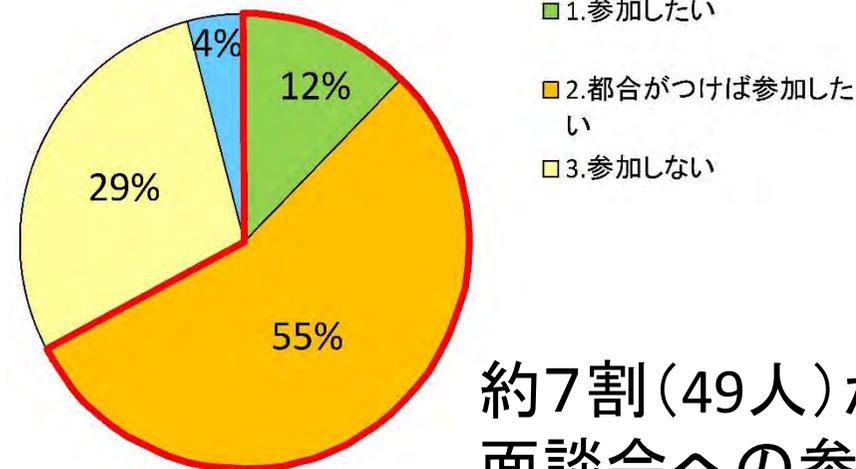
## ○土地活用意向に係るアンケートの実施(H27.9)(回収率50.8%)



約6割(73人)が賃貸・売却・未定



事業者との面談会への参加意向を確認



約7割(49人)が面談会への参加意思

## 2. 面談会の目的などについて

### 目的

区域内で、土地を賃借または取得することにより出店などを希望する事業者と土地の利活用意向を持つ地権者との合意形成を図り、**健全なまちづくりの促進と地権者の有効な土地の利活用を支援すること**を目的とします。

### 対象

#### ・事業者

土地を賃借または取得して事業用建築物の設置を予定する事業者  
(ただし、3ページに示す建築物の設置を予定する場合は対象外)

#### ・地権者

事業者などへ土地を賃貸または売却する意向を持つ地権者

## 内容

事業者と地権者の協議・交渉のきっかけとなるよう平成28年1月29日(金)に面談会を開催します。なお、面談会の参加にあたっては、事前申し込みによる登録制とします。

※以下に掲げる建築物を予定する人は面談会に参加できません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項から第10項に該当する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物及び同条第11項に該当する接客業務受託営業の用に供する建築物
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1項第1号から第14号に該当する産業廃棄物処理施設
- ③畜舎。ただし、ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で15㎡以下のもの並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く。

### 3. 面談会の対象となる区域について

○現時点で黄色と水色に着色された街区が対象



※対象となる土地は、街区内で事業者に貸し付け、または売却を希望している地権者が所有しているところであり、街区全域とは限りません。

0 50 100 150 200

※アンケート等で意向が示されている面積であり、  
全ての方の意向を把握しているわけではありません。

## 4. 土地利用方針について

### まちづくりの目標・将来像

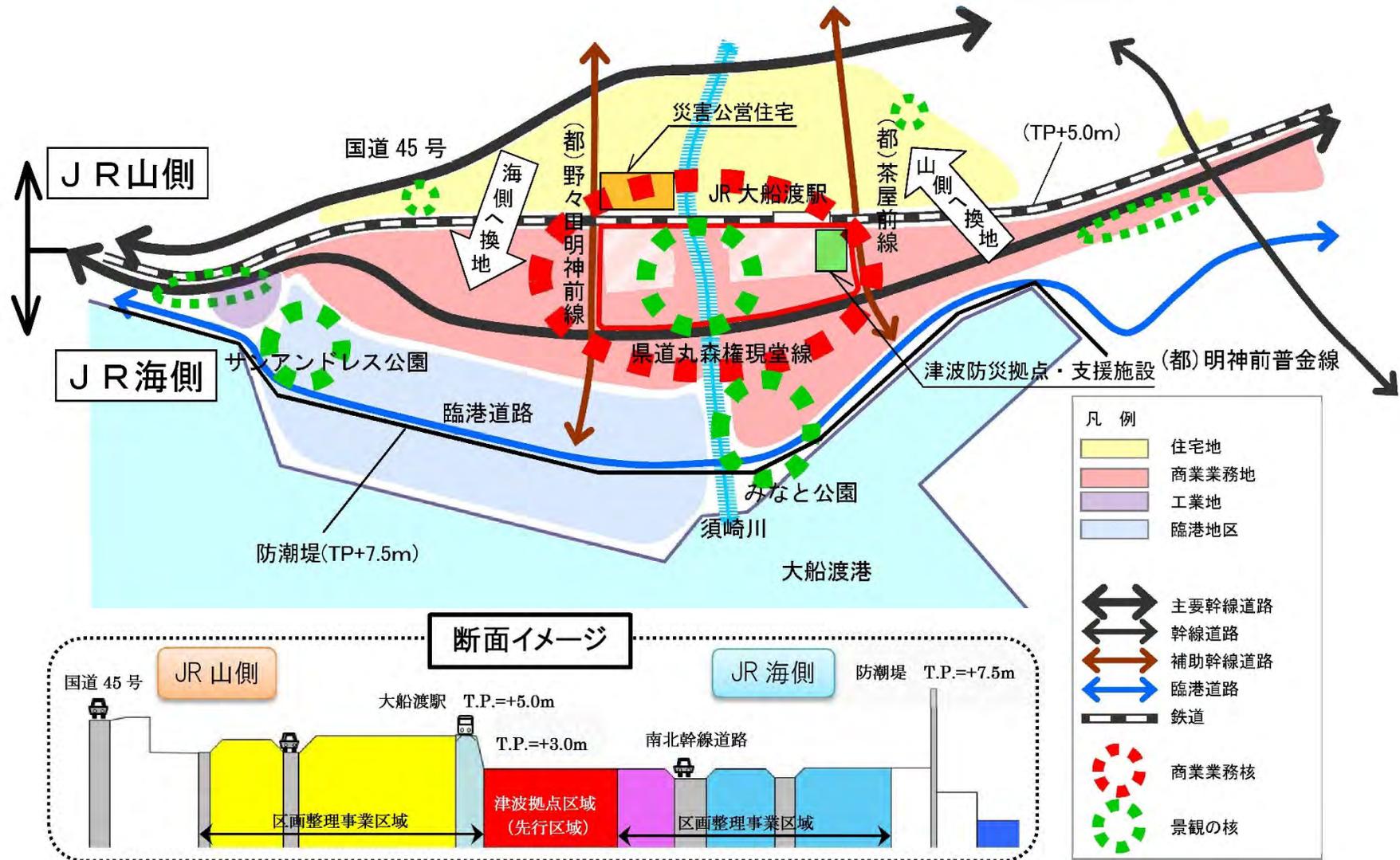
#### 賑わいと活力にあふれる、安全で魅力ある中心市街地を創る

- 1 広域商業業務地として、災害時も都市機能を維持する拠点の形成
- 2 観光と交流の拠点としての機能強化
- 3 環境と共生し、健やかに暮らせる住宅地整備

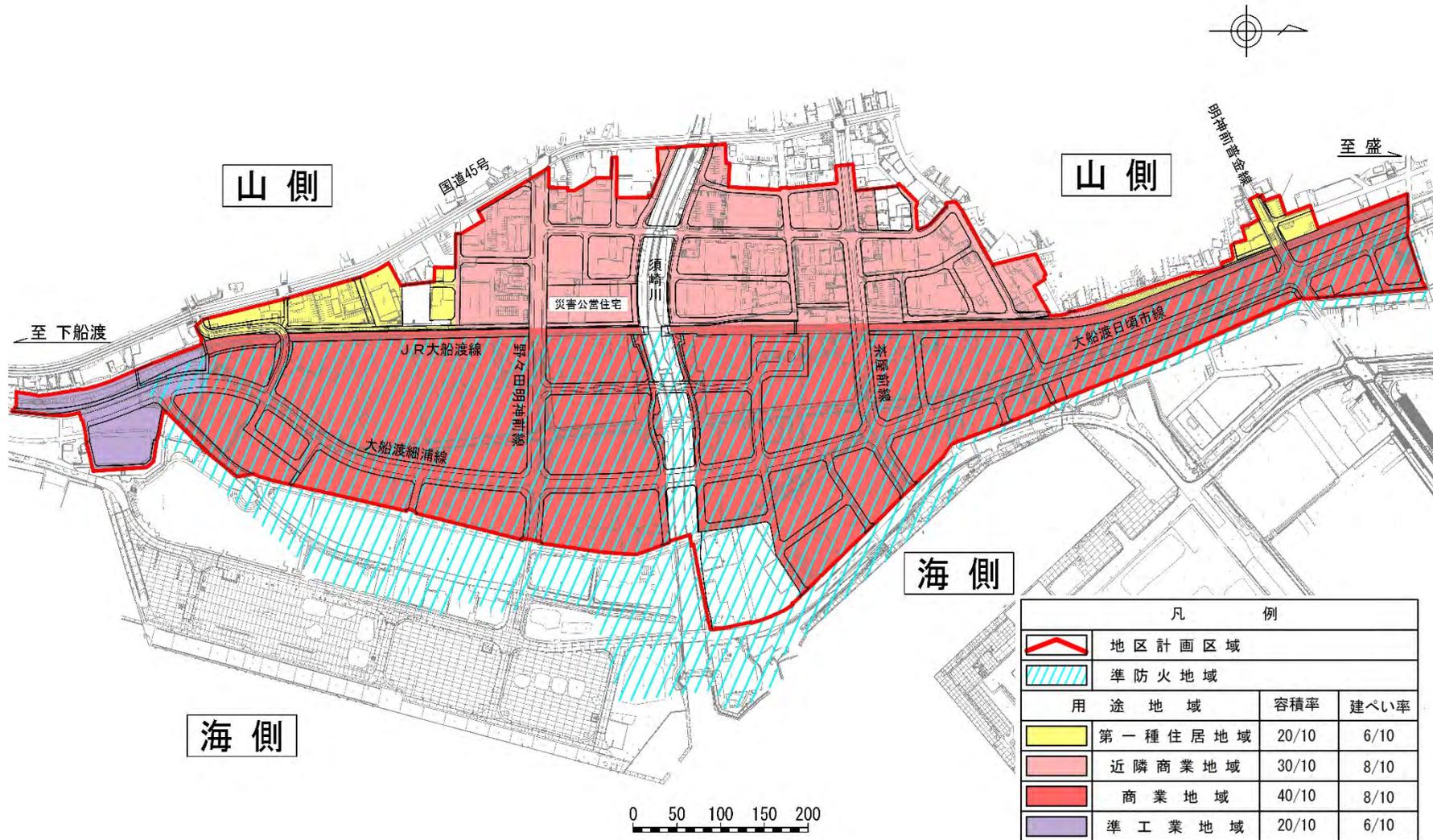
### 土地利用の基本的考え方

- ① JR大船渡線を含めた**山側**は、かさ上げにより東日本大震災クラスの津波に対応する**安全な住宅地**を整備する。また、**災害公営住宅用地**を山側に整備する。
- ② JR大船渡線から**海側**は災害危険区域に指定し、**居住を制限した商業業務地**を整備する。早期商業地再生を図るため、**津波復興拠点整備事業**を導入し、大船渡市が用地を取得・整備し、商業事業者へ賃貸する。
- ③ 土地区画整理事業の**申出換地**により、可能な限り、地権者の意向を踏まえた換地を行うとともに、道路・公園などの公共施設を整備する(住宅再建意向の土地を山側へ、商業店舗利用や津波拠点による売却希望の土地を海側へ換地する)。

# 土地利用方針図



# 5. 用途地域・地区計画について

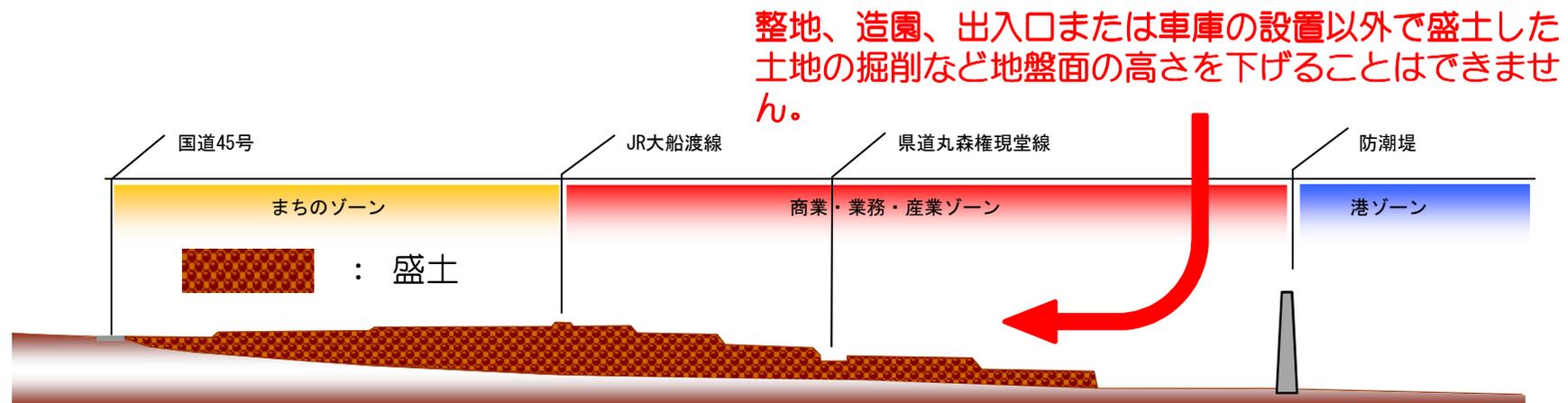


## 地区計画の内容

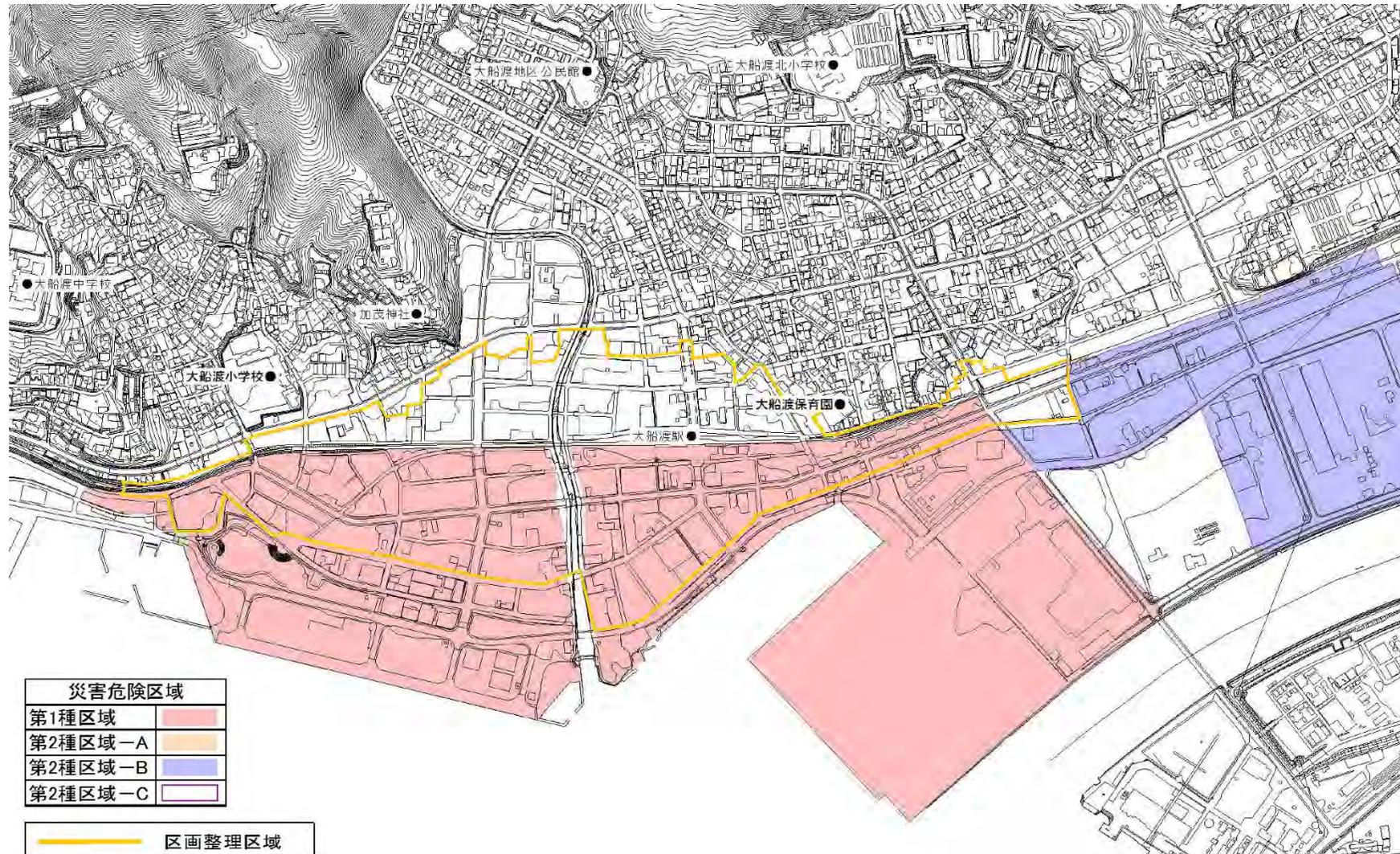
### 〔建築物等の形態又は意匠の制限〕

地盤面の高さは、土地区画整理事業と津波復興拠点整備事業の造成工事竣工時の高さから下げることはできません。

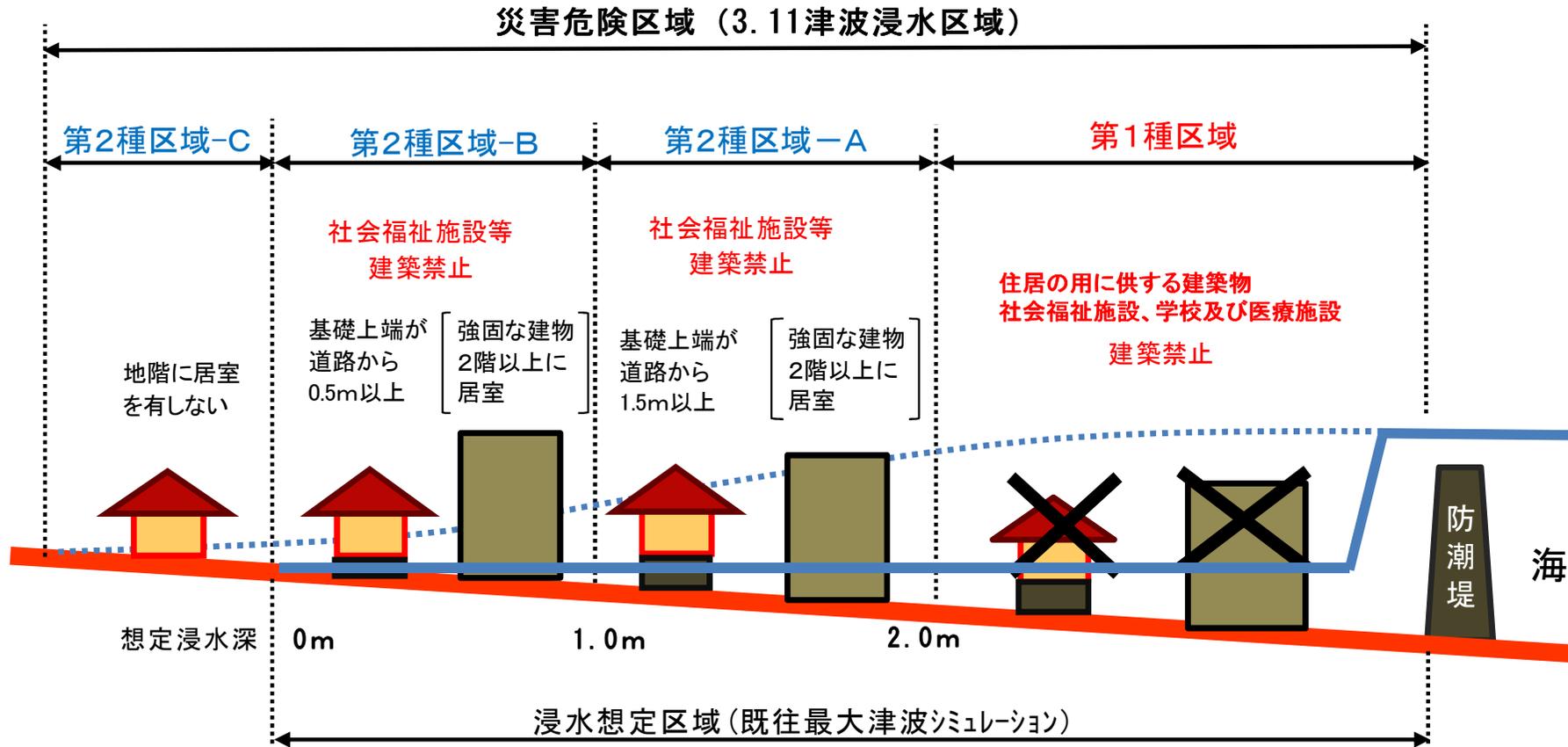
ただし、整地（土壌の入れ替え、隣接する高さが違う宅地を整地する場合など）、造園、出入口、または車庫の設置のための変更は、この限りではありません。



## 6. 災害危険区域について



## 建築制限の内容



- 1 住居の用に供する建築物とは、専用住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿及び寮をいいます。
- 2 社会福祉施設、学校及び医療施設とは、津波防災地域づくりに関する法律施行令第21条に規定する施設をいいます。
- 3 地階とは、床面から天井高の1/3以上の高さが、地盤面下にある階をいいます。
- 4 居室とは、居住、作業、娯楽等に続けて使う室をいいます。居間、寝室、応接室、台所等をいい、浴室、便所、物置等は居室ではありません。
- 5 強固な建物とは、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物をいいます。
- 6 浸水想定区域が3.11津波浸水区域より広い場合は、浸水想定区域とします。
- 7 木造、鉄筋コンクリート造等の建築物の構造は問いません。

# 7. 津波復興拠点施設配置案について

まちづくり会社が整備する店舗配置図（案）



■各街区の建築開始可能時期（平成27年11月30日現在）

街区	予定借地人	部分供用時期 ※1	全体供用時期	現在の状況
①	さいとう製菓(株)		平成29年3月	施設の基本設計を実施中。
②	まちづくり会社		平成28年5月	まちづくり会社設立準備室において、商業施設の配置計画、事業計画等を作成中。
③	㈱サクラダ	平成26年4月、平成27年2月	平成28年1月	平成27年3月に建設工事に着工。平成28年2月末完成予定。
④	(仮称)おおふなと夢商店街(株)	平成26年4月	平成28年4月	(仮称)おおふなと夢商店街(株)による独自の商業施設を建設する予定で、商業施設の配置計画や資金計画等を作成。
⑤	まちづくり会社	平成28年2月	平成28年4月	まちづくり会社設立準備室において、商業施設の配置計画、事業計画等を作成中。
⑥	大船渡再開発株式会社 【(仮称)㈱マイヤ復興グループ】	平成27年6月、平成27年9月	平成28年2月	平成27年7月8日付けで大船渡再開発株式会社を設立。平成27年10月に建設工事に着工。
⑦	まちづくり会社	平成28年9月	平成28年12月	まちづくり会社設立準備室において、商業施設の配置計画、事業計画等を作成中。
⑧	まちづくり会社		平成29年1月	まちづくり会社による借地を優先しながら、市やタウンマネージャーで活用を検討中。

※1 部分供用時期とは、既設道路等の切り直しにより、使用できない一部を除いた、部分供用ができる時期。

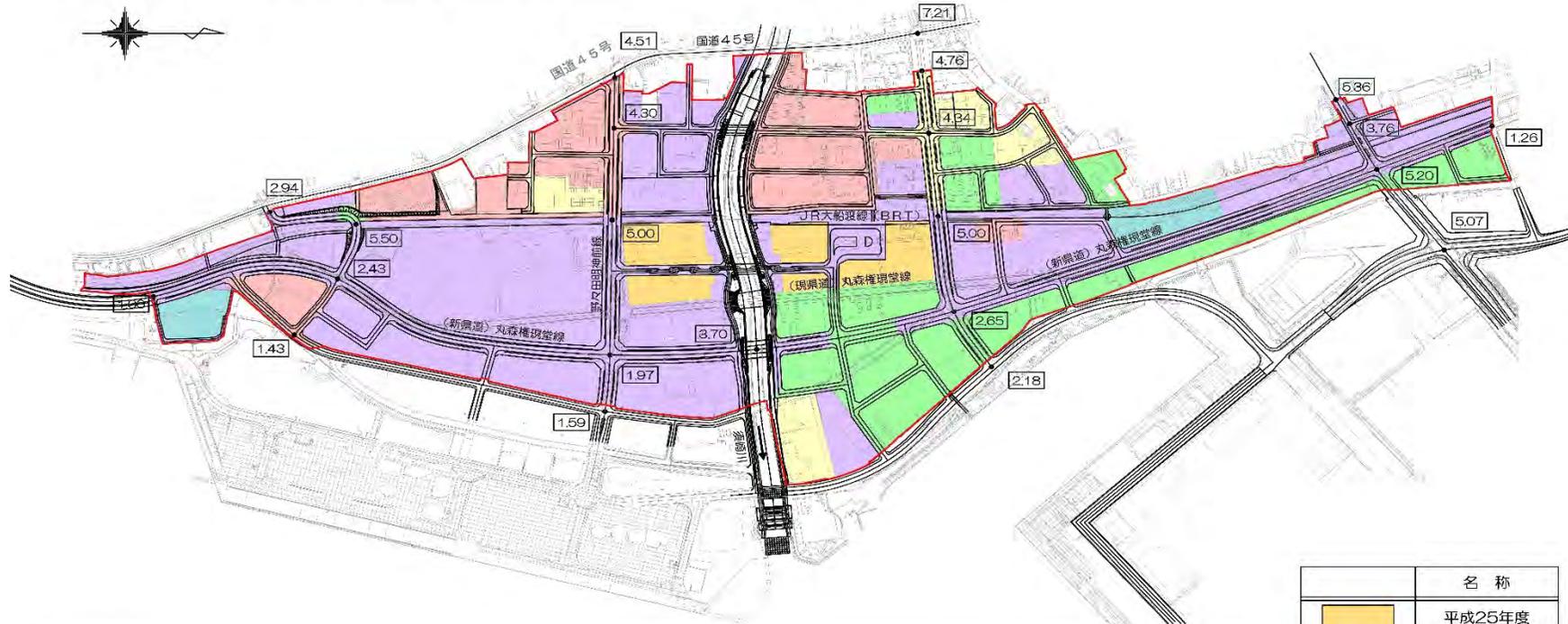
20150925 配置計画案

※今後変更が考えられます。

# 8. 造成スケジュールについて

大船渡駅周辺地区 工事完了年度位置図（各年度末時点）

※工事に関する説明会(H27.5.15)配布資料



**【留意事項】**  
 ※現時点の換地設計とこれに係る建物移転計画に基づき、工事完了時期の検討を行ったものです。  
 ・当事業は、多くの関係権利者、関係機関と関係事業者などと協議・調整を行いながら実施するものです。これらすべての協議・調整と関係事業者の工事などが当初の見込みどおり進ちよくした場合は、現時点での工事完了時期を示しています。  
 ・土運搬、建物移転などのスケジュールが変更となった場合は、工事完了時期の見直しを行います。

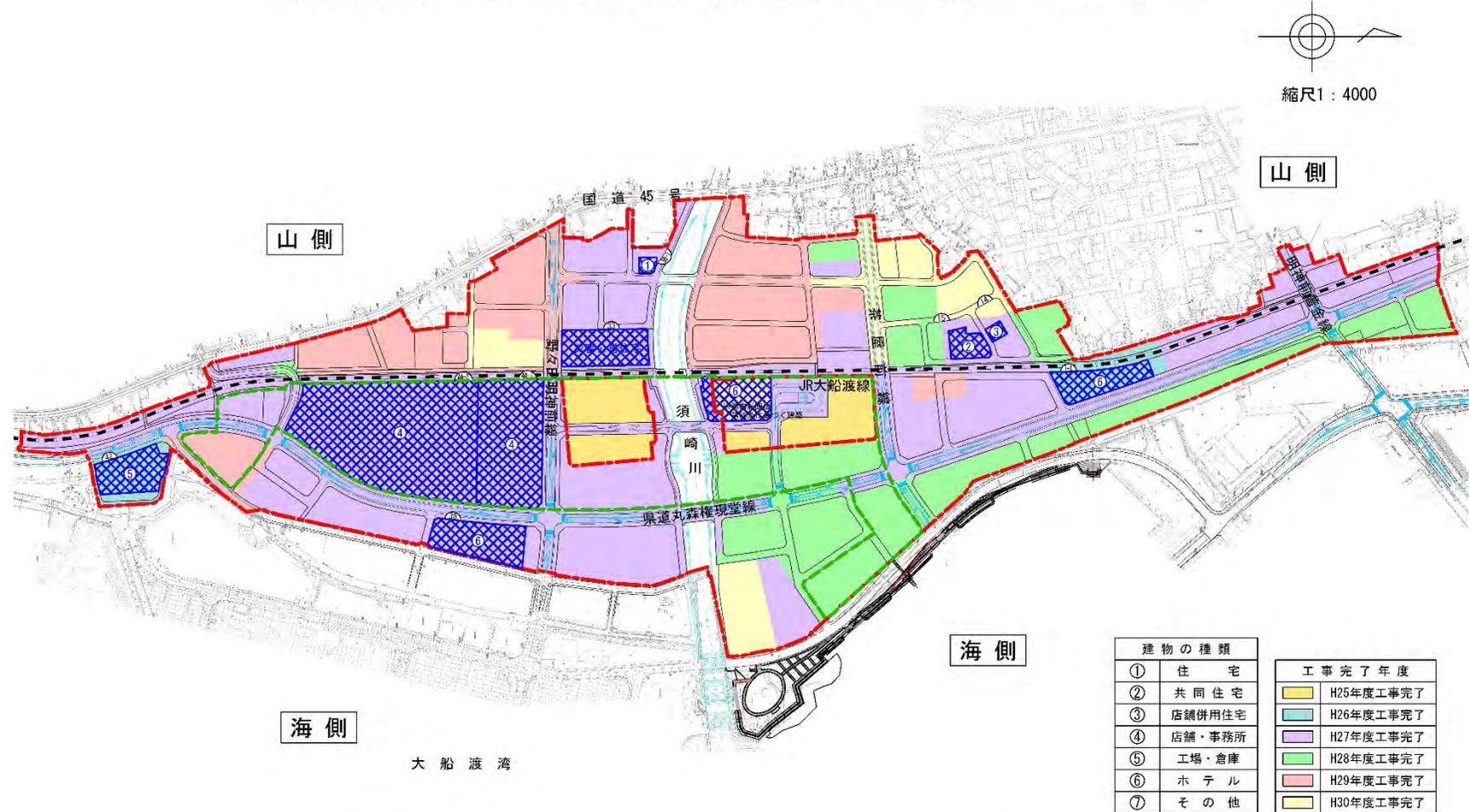
※県道など主要道路やBRTの通行を確保しながら工事を実施します。  
 ・工事は既存の道路、下水道、水道などのライフラインの切り回しを考慮して着手範囲、完了時期を検討しています。  
 ・地区を南北に走る県道丸森権現堂線は、いったん海側へ切り回ししながら現県道、新県道箇所の工事を実施し、平成29年4月に新県道を開通する予定です。  
 ・合わせて、地区中央を南北に走るJR大船渡線のかさ上げも実施するため、BRT運行ルートを切り回し県道に切り回します。その後、事業の進ちよくに合わせてBRTを元の位置に戻す予定です。  
 ・地区の東西方向の都市計画道路（野々田明神前線）は現在の道路の通行を確保しながら工事を実施します。駅前の都市計画道路（茶屋前線）は、迂回道路などで通行を確保するとともに、JR横断部の通行を確保した後、既存のBRTと道路の交差点を閉鎖するなどして、交通の流れを考慮しながら工事を実施します。

	名称
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	平成25年度
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:cyan;"></span>	平成26年度
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:purple;"></span>	平成27年度
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:green;"></span>	平成28年度
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:pink;"></span>	平成29年度
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightyellow;"></span>	平成30年度

4.51 計画道路高さ T.P.+4.51m  
 T.P.（東京湾平均海面）とは、全国の標高の基準となる海水面の高さのことです。

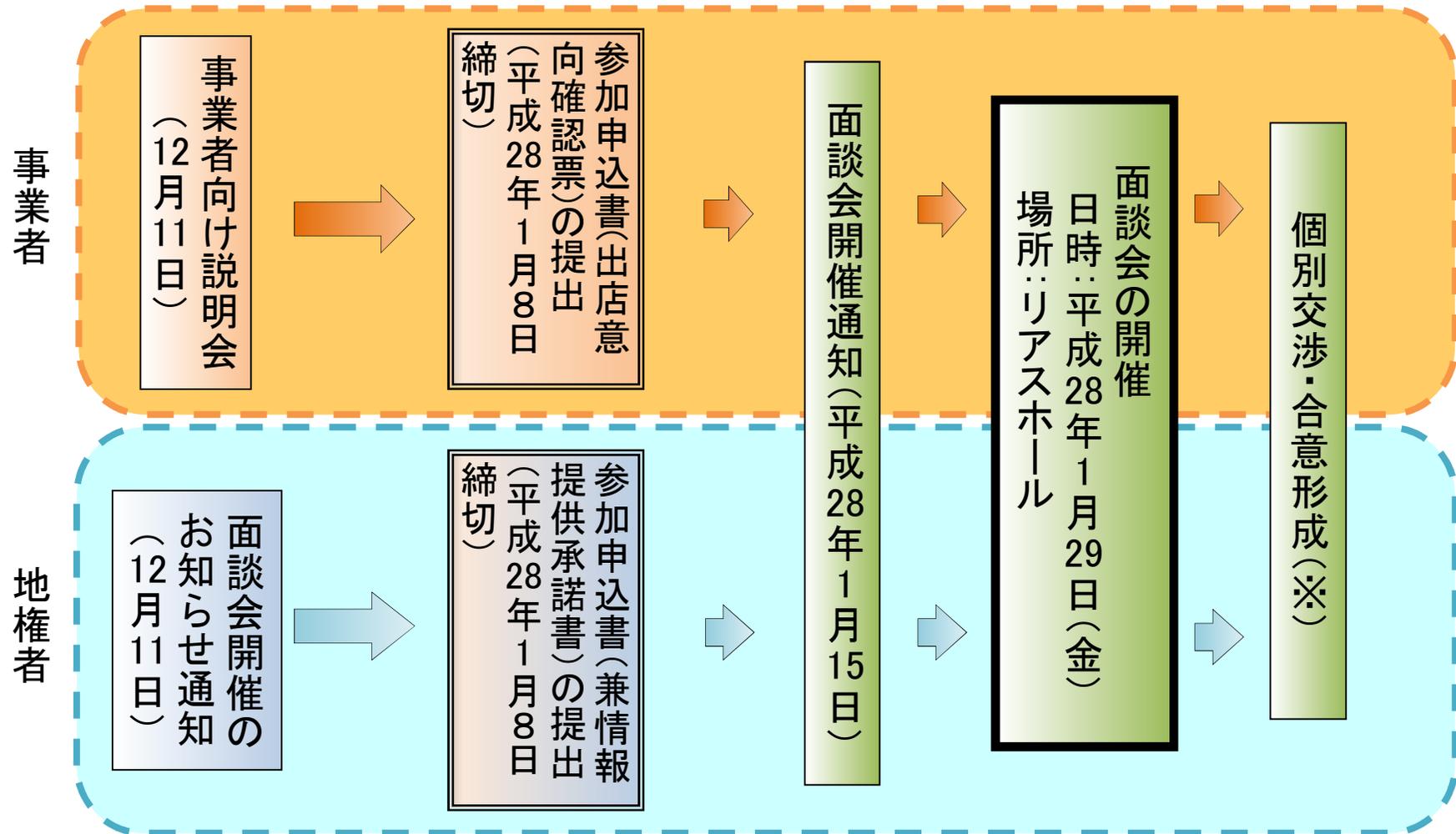
# 9. 建築工事着手状況について

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域における建築工事着手状況(平成27年11月30日現在)



土地区画整理法第76条に基づく申請があったものうち、建築物の工事着手箇所を表示しています。  
 (法第76条：施行地区内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。)  
 ※都市計画法第65条：事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

## 10. 今後のスケジュールについて



(※)事業者と地権者で継続協議、市は不介入

# 11. 面談会参加申込書について

## 内容(出店などの意向確認)

- ・土地活用の用途
- ・希望する場所
- ・希望する面積
- ・取引形態の希望
- ・希望時期
- ・その他

**提出先: 大船渡市災害復興局  
市街地整備課**  
**提出期限: 平成28年1月8日(金)**

問い合わせ先  
市街地整備係 担当: 高橋・金井  
電話: 0192-27-3111(内線344・350)

平成 年 月 日

面談会参加申込書  
(出店意向確認票)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

下記1～5の項目について、あてはまる記号に○をつけてください。

1. 土地活用の用途	・土地活用の用途は、 A. 商業用地として利用したい [ 1. 店舗 2. 事務所 3. 宿泊施設 4. 遊戯施設 ] [ 5. 診療所等 6. その他 ( ) 7. 未定 ] B. 住宅用地として利用したい (住宅再建希望者向けを含む) [ 1. 戸建住宅 2. 共同住宅 3. その他 ( ) 4. 未定 ] C. 未定
2. 希望する場所	・土地活用する場所は、JR大船渡線から A. 山側 B. 海側 C. どちらでも ・面する道路は、 A. 幹線道路(幅員20m程度)沿いが良い B. 区画道路(幅員6～8m程度)沿いが良い C. こだわらない(未定)
3. 希望する面積	・土地活用する面積は、 A. 500㎡以下 B. 500～1,000㎡程度 C. 1,000㎡以上 D. 未定
4. 取引形態の希望	・取引形態としては、 A. 地権者から土地を購入したい B. 地権者から土地を賃借したい(一部購入する) C. どちらでも構わない D. 未定
5. 希望時期	・土地活用の希望時期は、 A. すくにでも活用したい B. 1～2年後には活用したい C. 未定
6. その他(自由記入欄) <small>(土地区画整理事業区域内において事業展開を判断するにあたり、必要な情報や大事にする事項などがあればご記入ください)</small>	